

令和2年度スマート農業による働き方改革産地実証事業公募要領（第3回）

令和2年10月2日

宮崎県農政水産部農産園芸課

1 事業の目的

人口減少により本県農畜産業の担い手不足が深刻化する中、農業の魅力を高め新しい担い手を呼び込むことが重要となっています。

このため、ロボットやICT等の先端技術を活用した「スマート農業」について、産地と民間企業が共同で実施する就業環境改善に向けた産地実証を支援し、若者や新規就業者の参入・定着を促進することを目的としています。

2 公募の内容

(1) 補助対象事業

労働時間削減や労働負荷軽減等を目的としたスマート農業機械等の産地実証及び実証の円滑な実施に向けたスマート農業技術習得の取組について支援します。

(2) 応募団体の要件

別表1の条件を満たしたコンソーシアムとします。

(3) 補助対象経費及び補助率

別表2のとおりとします。

3 申込の手続

(1) 提出書類

申込書類一式

- ① スマート農業による働き方改革産地実証事業の応募について(様式1号)
- ② スマート農業による働き方改革産地実証事業提案書(様式2号)
- ③ コンソーシアムの規約
- ④ 取組主体が営農集団の場合は規約、取組主体が法人の場合は定款
- ⑤ 事業費の見積書
- ⑥ 実証機械等のカタログ、パンフレット
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

(2) 募集期間

令和2年10月2日(金)～令和2年10月28日(水)午後5時まで

(3) 提出方法

郵送又は持参にて、申込をされる団体等の所在地を所管する次に掲載する宮崎県の出先機関へ提出してください。

なお、郵送の場合は、郵送用封筒に「スマート農業事業申込書在中」の旨朱書きして、令和2年10月28日までに到着するように送付してください。

[提出先]

出先機関名	所管市町村	住所・連絡先
西臼杵支庁 農政水産課	高千穂町、日之影町、 五ヶ瀬町	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町三田井22 電話：0982-72-2108
中部農林振興局 農畜産課	宮崎市 国富町 綾町	〒880-0805 宮崎市橘通東1-9-10 電話：0985-26-7280
南那珂農林振興局 農畜産課	日南市 串間市	〒887-0031 日南市戸高1-12-1 電話：0987-23-4313
北諸県農林振興局 農畜産課	都城市 三股町	〒885-0024 都城市北原町24-21 電話：0986-23-4509
西諸県農林振興局 農畜産課	小林市 えびの市 高原町	〒886-0004 小林市細野367-2 電話：0984-23-3166
児湯農林振興局 農畜産課	西都市、高鍋町 新富町、西米良村 木城町、川南町 都農町	〒884-0002 児湯郡高鍋町北高鍋3870-1 電話：0983-22-1365
東臼杵農林振興局 農畜産課	延岡市、日向市 門川町、諸塚村 椎葉村、美郷町	〒882-0872 延岡市愛宕町2-15 電話：0982-32-6136

4 審査方法・基準

(1) 事業実施主体の選定方法及び事業実施主体の決定

事業実施主体の選定にあたっては、県が設置する審査会で、別表3で定める審査基準について、書面（必要に応じてヒヤリングを行う場合があります。）により審査を行い、内定者を選定します。審査基準に達していない場合は、原則として採択されません。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、応募者あてに、助成の可否と補助予定額を通知します。令和2年11月を予定しています。なお、補助予定額は、審査結果や予算の都合により、事業提案書に記載されている額から減額することがあります。

(3) 補助金交付申請書の提出

補助予定額の通知を受けた者は、宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき補助金交付申請書を提出していただきます。

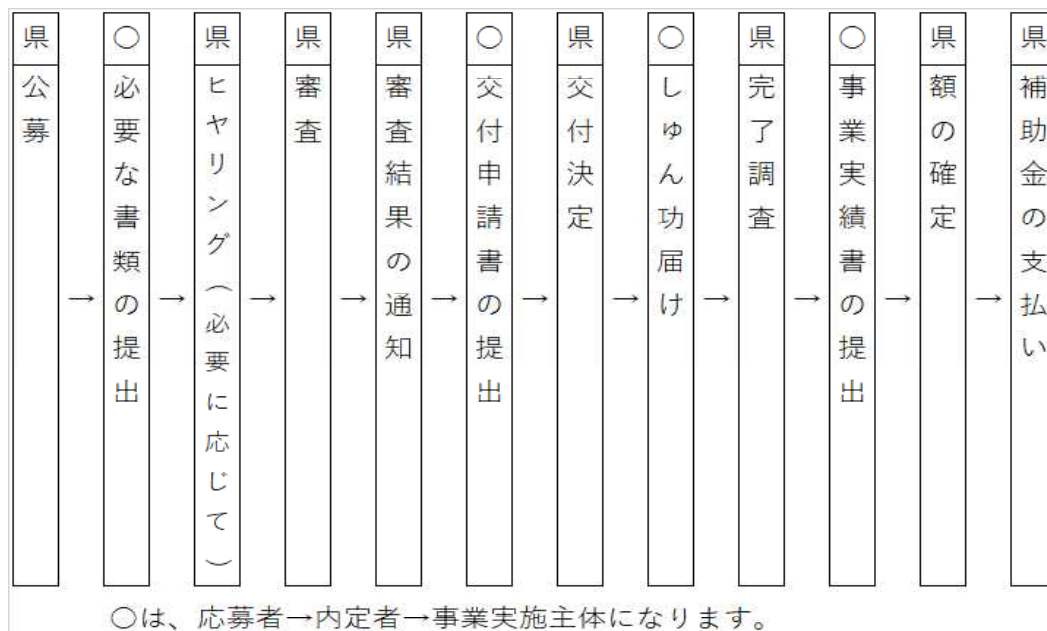
(4) 交付決定通知

補助金交付申請書受理後30日以内に交付決定の通知を行います。

5 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から令和3年3月31日までとなります。
交付決定後に事業を開始し、令和3年3月31日までに完了し、実績報告に記載された分が対象です。

○今回の補助事業の流れ



6 留意事項

- (1) 事業計画書は、進捗状況や取組成果の評価が客観的に行えるよう、目標を明確化するとともに、解決すべき課題や課題解決のための取組を具体的に記載してください。
- (2) 申込書類に不備がある場合、審査対象とならないことがあります。
- (3) 提出された申込書類は返却しません。
- (4) 公募締切後は申込書類の追加・変更・訂正等はできません。
- (5) 審査の経過・結果に関する問い合わせには応じられません。
- (6) 宮崎県税等を滞納している場合は、補助の対象になりません。
- (7) 補助金の支払いは、原則として精算払（事業完了後）とします。ただし、交付要綱に基づき概算払の承認を受けた場合はこの限りではありません。

【事業採択後の留意点】

事業実施主体は、次の条件に従わなければなりません。

- (1) 交付要綱の規定に従うこと。
- (2) 事業完了後に要綱に基づく事業実績書を提出すること。
- (3) 事業実施翌年度から2年間、毎年度、事業実施状況報告書(様式4号)を作成し、西臼杵支庁・振興局を經由して5月20日までに知事に報告すること。

- (4) 補助事業により取得し、また効用の増加した財産を、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、また効用の増加した財産において、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間内(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣もしくは知事が別に定める期間内)において、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供してはならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、または効用の増加した財産を、知事の承認を得て処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (7) この補助金に係る帳簿および証拠書類を、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5か年間整理保存しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳およびその他関係書類を整理保存しなければならないこと。

7 問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁1号館3階
宮崎県農政水産部農産園芸課
電話：0985-26-7135、FAX：0985-26-7338 (横山、津田)

別表1 コンソーシアムの要件

- ア 構成員は、下記に掲げる者とし、営農集団等、民間事業者及び農業関係機関（市町村または、農協等）を必須の構成員とする。ただし、市町村が直接補助事業者の場合は、市町村は必須構成員としない。また、ここでいう営農集団等とは下記の1, 2, 3, 4、農協等とは下記の8, 9とする。
- イ 事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、コンソーシアムの運営に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。または事業実施までに定められる見込みがあること。
- ウ コンソーシアム規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- エ 本事業によりスマート農業機器を購入する者及び人材育成のための技術習得等に取り組む者（以下「取組主体」という。）は、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有するコンソーシアム又はコンソーシアムを代表する構成員（営農集団等、農業サービス事業体、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産協会に限る。）とする。
- オ 取組主体は、宮崎県内に事業所を有していること。

- 1 営農集団
 - ・代表者の定めがあること。
 - ・組織及び運営の規約の定めがあること。
 - ・人・農地プランに位置づけられた中心経営体または中心経営体となる見込みの農業者を含む3戸以上で構成されていること。
- 2 農事組合法人
 - ・人・農地プランに位置づけられた中心経営体または中心経営体となる見込みの経営体であること。
 - ・年間150日以上農業に従事する者5名以上で組織した法人であること。
- 3 農地所有適格法人
 - ・人・農地プランに位置づけられた中心経営体または中心経営体となる見込みの経営体であること。
 - ・年間150日以上農業に従事する者5名以上で組織した法人であること。
- 4 株式会社
 - ・農業を主たる事業として営むもの。
- 5 民間事業者
 - ・スマート農業のノウハウを有する事業者であること。
- 6 市町村
- 7 農業サービス事業体
- 8 農業協同組合
- 9 宮崎県経済農業協同組合連合会
- 10 畜産協会
- 11 その他

別表2 補助対象経費及び補助率

区分	補助対象経費	左記の内訳	補助率
産地実証	機器購入費	産地実証に向けて就業環境改善を推進するスマート農業技術を活用した機械等の導入費	1 / 3 以内
	報償費	産地実証における実証農家でのデータ収集のための経費	
	委託費	産地実証の実施に必要な調査・分析・設計など、実施主体が実施することが困難な特殊な技能又は資格を必要とする業務を外注する場合に要する経費	
	使用料及び賃借料	産地実証に必要な設備使用料、機器レンタル料等	
技術習得	研修費	技術習得のために国や民間企業等が主催するスマート農業に関する研修等の参加費及び参加するための交通費、宿泊費	定額
	報償費	技術習得のために外部から招へいするスマート農業に関する専門家等に対する謝金及び交通費、宿泊費	

※補助対象経費についての留意点

- ・本事業において対象とする経費は、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものとする。
- ・広く普及しているものは、原則、補助対象としない。ただし、補助対象経費として妥当性を説明できるものについては、補助対象とすることができる。
- ・委託料については、適正な理由がある場合、コンソーシアム構成員への業務委託についても補助対象とする。

別表3 審査基準

<p>1 事業の内容及び実施方法</p>	<p>事業内容は本事業の目的と整合性がとれているか？</p> <p>実施方法は妥当であり効率的に行うことができるか？</p> <p>就業環境改善に向けた取組は妥当か？</p> <p>産地規模のある取組か？</p> <p>産地実証と技術習得の相乗効果が期待できる取組か？</p> <p>予算の妥当性はあるか？</p>
<p>2 実証の目的</p>	<p>実証する背景及び課題は明確であるか？</p> <p>スマート農業技術の先進性・優位性はあるか？</p> <p>実証するスマート農業技術の普及可能性はあるか？</p>
<p>3 事業の効果</p>	<p>成果の波及が期待できるか？</p> <p>今後のモデルとなり得る取組か？</p> <p>新しいビジネスの可能性はあるか？</p> <p>人材育成の可能性はあるか？</p>
<p>4 事業実施主体の適格性</p>	<p>実施体制は整備されているか？</p> <p>知見、専門性はあるか？</p> <p>経理処理能力を有しているか？</p> <p>成果の普及が図られる体制があるか？</p>

様式1号

年 月 日

宮崎県知事 ○○○○殿

住所
団体名
代表者名

スマート農業による働き方改革産地実証事業の応募について

令和 年度におけるスマート農業による働き方改革産地実証事業を実施したいので、次の書類を添えて応募します。

記

添付書類

- 1 スマート農業による働き方改革産地実証事業提案書（様式2号）
- 2 コンソーシアムの規約
- 3 取組主体が営農集団の場合は規約、取組主体が法人の場合は定款
- 4 事業費の見積書
- 5 実証機器のカタログ、パンフレット
- 6 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

スマート農業による働き方改革産地実証事業提案書

1 事業の目的

--

- ※ 実証する背景及び課題、実証するスマート農業技術の考え方、先進性・優位性、普及及び働き方改革に向けた考え方等を記入してください。
- ※ 技術習得など実証に向けてスマート農業を現場で牽引する人材の育成に向けた取組を実施する場合は、人材育成の必要性等を記入してください。

2 コンソーシアムの概要

- (1) コンソーシアム名
- (2) 代表者名
- (3) 事務局所在地
- (4) 構成機関

区分	取組主体	例) 市町村			
名称					
所在地					
代表者氏名					
担当者名					
連絡先					
事業内容					
主な役割					

※ 事業内容の欄は、主たる事業（営農、販売、開発）などの内容を記載してください。

(5) 生産の概要

項目	品目・畜種	戸数	産地規模 (ha、頭等)	生産量 (t、頭等)	販売額
現況 (年度)					
目標 (年度)					

※ 現況は事業実施前年度とし、目標は事業実施の翌年度から起算して3年後とすること。

3 事業計画

(1) 事業の概要

--

※ 実証する就業環境改善に向けた取組の概要を記載してください。

※ 技術習得など就業環境改善に向けて取り組む人材育成の概要とともに、産地のどのような人を育成するか等方針を記入してください。

(2) スマート農業機械等の産地実証

内容	実施時期	実施場所	実施機関

※ 産地実証に向けた計画検討、調査、機械の改良の検討、成果の普及等コンソーシアムの活動を記入してください。

(3) 実証するほ場等の概要

実証品目・畜種	実証規模(ha、頭等)	実証場所(地域名)

※ 実証を行う現場(ほ場、畜舎等)がわかるよう、ほ場の図面を添付してください。

※ 出荷場等での実証の場合は、出荷量を記入するとともに、所在地のわかる地図を添付してください。

(4) 実証の内容

実証する作業内容	実施時期	具体的な内容

※ 別紙の計画書を添付してください。

(5) 実証の取組目標

取組目標	作業内容	現状	目標	検証方法	備考

※ 取組目標には、「労働時間の削減」、「労働負荷の軽減」、「人員の削減」等の目標を記入してください。

※ 実証する作業内容を記入し、その作業に掛かる労働時間、労働負荷を記入し、目標はその削減率等を記入してください。

(6) 実証機器の内訳

機器の名称 (メーカー・規格等)	数量	単価 (円)	合計 (円)	使用目的
合計				

(7) 実証機器の月別利用計画

機器名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考

(8) スマート農業を現場で牽引する人材の育成に向けた取組（技術習得）

実施時期	実施内容	備考

※ 国等が主催するスマート農業に関する研修会参加やスマート農業の専門家による研修会の実施、研修報告会の開催等の計画を記入してください。また、研修参加者や専門家の所属を記入してください。

4 経費の負担区分

内 容	数量等	事業費 (円)	負担区分 (円)			備考
			県	市町村	その他	
						農業保険 の加入 <input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 加入済
計						
消 費 税						
合 計						

※ 別に積算根拠資料を添付してください。

5 事業完了（予定）年月日

6 添付資料

実証機器の管理運営規程（案）、規模決定根拠、スマート農業の取組に係る現状と目標（参考様式）

※上記以外の企画内容を説明する等の添付資料があれば記載してください。

(別紙)

年度スマート農業による働き方改革産地実証事業提案書
(スマート農業産地実証事業)
実証ほ計画書

課題名	
-----	--

1 目的

--

2 実証ほの設置

設置場所 (面積)	管理農家 住所・氏名	検討すべき内容

3 実証方法

展示品目・畜種	
実証区 調査項目	
実証規模	
耕種概要	
実証機器の概要	

様式3号

文書番号
年 月 日

様

宮崎県知事

令和 年度スマート農業による働き方改革産地実証事業の公募審査結果
について（通知）

年 月 日付けで応募のありましたスマート農業による働き方改革産地実証事
業につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 審査結果
- 2 理 由
- 3 特記事項

※ 選定された場合は、特記事項に、補助予定額、交付要綱に基づく申請書提出を
する旨記述するものとする。

様式 4 号

スマート農業による働き方改革産地実証事業事業実施状況報告書

1 事業の目的（実績）

2 事業実施主体の概要

- (1) 事業実施主体名
- (2) 代表者名
- (3) 所在地

3 実証する産地（農業者）の概要

品目	戸数	産地規模 (ha、頭等)	生産量 (t、頭等)	販売額	備考

※ 実証に参加する農業者における実証品目の産地規模は面積、頭数を記入してください。

4 生産規模のうち実証規模（スマート農業技術利用実績）

品目名	1年目（年月～年月）		2年目（年月～年月）	
	(ha、頭等)	(t、頭等)	(ha、頭等)	(t、頭等)

5 スマート農業による働き方改革に向けた取組目標の達成状況

取組目標	作業内容	現状	目標	実績値	
				1年目	2年目

※ 取組目標には、「労働時間の削減」、「労働負荷の軽減」等の目標を記入してください。
※ 実証する作業内容を記入し、その作業に掛かる労働時間、労働負荷を記入し、目標はその削減率等を記入してください。

6 成果及び今後の課題

--

7 次年度（年月～年月）の取組計画

--

(参考様式)

スマート農業の取組に係る現状と目標

事業実施主体名 ()

取組主体名 ()

1 スマート農業機械等の導入状況

--

2 スマート農業導入に関する課題

※今回実証するスマート農業技術を含めて記述してください。

3 実証後に目指す営農体系

※対象品目・畜種における、スマート農業技術を活用した目標とする姿（営農体系モデル）を記述してください。
